

JCB会員
30名様
限定

宝塚歌劇星組公演鑑賞と

ヒルトン東京お台場で愉しむ会席料理



©宝塚歌劇団 Photographer/瀧 忠之

ミュージカル

『阿修羅城の瞳』

原作／劇団☆新感線「阿修羅城の瞳」(作・中島 かずき)

原作演出／いのうえひでのり

潤色・上演台本・演出／小柳 奈穂子

次々と革新的な作品を生み出し、絶大な人気を誇る劇団☆新感線の代表作の一つ「阿修羅城の瞳」。人と鬼との壮絶な恋物語を、いのうえ歌舞伎と呼ばれるケレン味溢れるダイナミックな演出で描き上げた伝説の作品が、宝塚歌劇の舞台に登場致します。劇団☆新感線と宝塚歌劇による、初のコラボレーション作品として、礼真琴を中心とした星組が挑む、究極のエンターテインメント大作の誕生にご期待ください。

人を喰らう鬼が密かに跋扈する、文化・文政期の江戸の街。千年余の長きにわたる人と鬼との闘いの果て、鬼の王・阿修羅の目覚めの時が近付いていた。鬼を祓うため幕府が組織した“鬼御門”の腕利きとして“鬼殺し”と称された病葉出門は、五年前のある事件を契機に鬼御門を辞め、鶴屋南北一座に身を寄せていた。ある時、鬼御門に追われる謎の女つばきを匿うこととなる出門。不思議な縁に導かれ出会った二人は、惹かれ合っていくが…。

ファンタジック・タペストリー

『エスペラント!』

作・演出／生田 大和

古今東西、人類が様々な形で抱いてきた希望・願い・祈り。かつて存在した善の、失われた美を追いかける人。人間の想像力から生み出された物語の中の人々。大都会に聳え立つ摩天楼の片隅で燦り、惑う人々……叶えられた願い、届かなかった祈り、時に飽く無き欲望へと姿を変える希望、そしてその先の未来まで。心を開けば見えてくる、この地球上に広がる無数の美しき世界で、人々の希望と願い、祈りが交錯する時、エスペラント(=希望を胸に抱く人)たちは生まれ続けるのだ…

どこか懐かしく、それでいて新しく、どこまでも宝塚。パリ・レビューでもなく、アメリカン・レビューでもない。110年の伝統の、その先へと続く、宝塚レビューの新たな時代へ。この青い星の上で継がれていく、願いと祈り、そして希望を讃えて、礼真琴と共に綴るファンタジック・タペストリー!

なお、この作品の宝塚大劇場公演において、第111期生が初舞台を踏みます。

出演:礼 真琴 ほか

旅行代金 おひとり様 (税込) ヒルトン東京お台場にて会席料理の昼食付

SS席
プラン

39,000円

1階席前から7列目以内を保証

座席位置は選びいただけません。

出発日 2025年7月13日(日)(日帰り)

行程 11:30東京駅出発(丸の内南口) 12:00頃
ヒルトン東京お台場(日本料理「さくら」にて日本庭園を眺めながらの会席料理の昼食) 東京宝塚劇場 宝塚歌劇
星組公演鑑賞(15:30開演) 19:00東京駅着・解散

バスにて移動となります。

発着地	出発	終了予定
東京駅 丸の内南口	11:30	19:00



ヒルトン東京お台場 日本料理「さくら」料理(イメージ)

ヒルトン東京お台場

緑豊かな日本庭園を望む数寄屋造りの店内で、四季折々の旬の食材を取り入れた会席料理をお楽しみいただけます。日本料理の基本や伝統に忠実でありながら、江戸料理に現代の要素を融合させた料理の数々をご準備しております。

※食事内容は季節・仕入状況等により異なります。

■集合・解散地:東京駅 ■利用バス会社:はとバス ■食事条件:昼1回
■最少催行人員:20名様 ■添乗員:同行いたしません、バスガイドがご案内します。

※チケット単体のお申し込みは承っていません。 ※3歳以下のお子さまはご参加いただけません。
※上演時間は、幕間休憩を含めて約3時間です。

募集型企画旅行「旅行条件書（要約）」

- 1、募集型企画旅行契約
この旅行は、（株）はとバス(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行業務約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (株)はとバス（東京都知事登録旅行業 第2-2379号）東京都大田区平和島5-4-1
- 2、旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1) 当社又は当社受託営業所（以下「当社」といいます）にて所定の申込書(以下単に「申込書」といいます)に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれ一部として取り扱います。
- (2) 当社からは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをいただいただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。
- (3) 募集型企画旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したときに成立するものとし、また、通付契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

●宿泊旅行		●日帰り旅行	
旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
30,000円未満	6,000円	10,000円未満	3,000円
60,000円未満	12,000円	30,000円未満	6,000円
100,000円未満	20,000円	30,000円以上	9,000円
150,000円未満	30,000円		
150,000円以上	旅行代金の20%		

- 3、お申込み条件
(1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要で、15才未満の方は保護者の同行を条件としてさせていただきます。
- (2) 旅行目的のお客さま層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が旅行の指示する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込みにお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社が請じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、ご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4) お客さまが旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客さまのご負担になります。
- (5) お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- 4、旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたると以降にお申込みの場合は、旅行開始日の前日から起算する期日までにお支払いいただきます。
- 5、旅行代金について
(1) 参加されるお客さまのうち、特に注目の場合、旅行開始日を基準に満12才以上のおとなと代金、満6才以上12才未満の方はこども代金適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び食事、宿泊施設の寝具等も必要な場合はこども代金も適用します。
- (2) 旅行代金には、以下のものが含まれています。（いずれも旅行日程に明示したもの）
①運送機関の運賃・料金 ②宿泊代金 ③食費代金 ④観光に係る代金 ⑤団体行動の車中食・飲み物代金 ⑥添乗員経費 ⑦その他旅行代金に含まれる明示したものは費用はお客さまの都合により、一部利用されなくとも原則として扱いはいたしません。
- 6、旅行契約内容の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客さまにあらかじめ決まやかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由と当該関係方を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。
- 7、旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂を踏まえて旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあなたより前にお客様に通知します。
- 8、お客さまの文書

★確定情報を記載する最終旅行行程表につきましては、当社より特に連絡のない場合は、パンフレット記載内容をもって替えさせていただきます。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

お客さまは、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができません。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、文書による手数料をいただく場合があります。

- 9、取消料
(1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。（契約解除のお申し出は、お申し込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします）また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客さまからは1人1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をお支払いいただきます。
- | 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | 宿泊旅行 | 日帰りの旅行 |
|-----------------------|-----------|-----------|
| ①21日目に当たる日以前の解除 | 無料 | 無料 |
| ②20日目に当たる日以前の解除④～⑥を除く | 旅行代金の 20% | 無料 |
| ③10日目に当たる日以前の解除④～⑥を除く | 旅行代金の 20% | 旅行代金の 20% |
| ④7日目に当たる日以前の解除⑤～⑥を除く | 旅行代金の 30% | 旅行代金の 30% |
| ⑤旅行開始当日以前の解除 | 旅行代金の 40% | 旅行代金の 40% |
| ⑥旅行開始当日の解除 | 旅行代金の 50% | 旅行代金の 50% |
| ⑦無連絡不参加 | 旅行代金の100% | 旅行代金の100% |
| ⑧旅行開始後の解除 | 旅行代金の100% | 旅行代金の100% |
- (2) お客さまの都合による出発日の変更は、ご旅行全体の取消料をいなし、所定の取消料をお申し受けます。

- 10、当社による旅行契約の解除
①お客さまが第4項に規定する期日までご旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
- a、お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかにされたとき。
- b、お客さまが病状、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- c、お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められたとき。
- d、お客さまが旅行契約に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e、お客さまの人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたると日より前（日帰りの旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
- f、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

- 11、添乗員
(1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行サービス内容は、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従っていただきます。
- (3) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
- (4) 個人型ツアーは添乗員等は同行いたしません。お客さまが旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 12、当社の責任及び免責事項
(1) 当社は、旅行契約の履行にあつては、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客さまに損害を生じたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
- (3) お客さまが次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
④自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難
⑦運送機関の遅延、不遇・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- 13、特別補償
(1) 当社は第12項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業務約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が第12項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

- (2) お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライディング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- 14、お客さまの責任
(1) お客さまは、対象旅行代金に次表裏面に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対してお支払いします。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項(2)に15%を乗じて得た額に上乗せします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客さまの同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと相換の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ (修正につき1配の率×お支払い対象旅行代金) 旅行開始日より前	
	お客さまに通知した場合	お客さまに通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が基準パンフレットに記載した等級及び設備のそれと同等の場合にのみ)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の乗換又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した宿泊機関の種類の変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した宿泊機関の客室種類の 設備及び景観の変更	1.0%	2.0%
⑦上記の①～⑥に類する変更のうちパンフレットのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)1年以内、運送機関の乗換又は1乗車前に、宿泊機関の場合1泊前、その他の旅行サービスの場合1箇事項項目に1件とします。
注2)④又は⑤に類する変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
注3)⑦に類する変更については④～⑥の料金を適用せず、⑦の料率を適用します。

- 16、その他
(1) お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物損失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。
- (2) お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通り運行できない場合があります。また、その他止むを得ない事由により、乗客が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

17、旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は2025年3月1日を基準としています。また、旅行代金算出は2025年3月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

●国内旅行傷害保険加入のすすめ 安心してご旅行をさせていただくため、お客さま自身で保険をかけられることをおすすめいたします。

個人情報の取扱いについて

- (1)株式会社はとバス(以下当社)という及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行会社(以下販売店)というは、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、当社及び販売店では、よりよい旅行商品の開発や、旅行商品ののご案内をお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用させていただきますことがあります。
- (2)当社及び当社のグループ企業は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客さまの個人情報のうち、お客さまへのご連絡に際して必要とする最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
- (3)当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客さまの氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し提供いたします。
- (4)上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ(https://www.hatobus.co.jp/)でご確認ください。

バス車内は禁煙です。皆様のご協力をお願いいたします。

地球温暖化防止のため、待ち時間はアイドリング・ストップを実施し、バスの冷房・暖房を停止します。ご了承下さい。
バス乗車中はシートベルトの装着にご協力下さい。

旅行企画・実施

株式会社はとバス

東京都知事登録旅行業第2-2379号（一社）全国旅行業協会正会員
〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1

ツアーに関するお申し込み・お問合せはJCBトラベルデスクへ

JCBトラベルデスク 10:00AM ～ 6:00PM 日・祝・年末年始休
0120-950-348

※上のフリーダイヤルにおかけになると自動音声でご案内します。ガイダンスに従ってメニュー番号をご入力ください。
※JCBトラベルからお客様へご連絡する際の発信者番号は上記のフリーダイヤルとなります。

受託販売

株式会社JCBトラベル 観光庁長官登録旅行業第1822号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

本 社 営 業 所 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 〒171-0033 総合旅行業務取扱管理者：市川 育広
大阪支店営業所 大阪市中央区北浜東4-33 北浜NEXU BUILD 〒540-0031 総合旅行業務取扱管理者：広瀬 直子

